

財団法人「靈山顕彰会」

寄 附 行 為

財団法人「靈山顕彰会」寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人「靈山顕彰会」という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人の事務所は、京都市東山区清閑寺靈山町 1 番地におく。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。支部に関する規定は、理事会において別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、靈山の歴史的風土を維持・保存し、明治維新において、先覚者がわが国の独立の確保と発展のために尽くした偉業に学ぶとともに、日本の風土にはぐくまれた精神文化の振興を図ることをもって目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 靈山の歴史的風土の維持保存に必要な事業の運営および助成
- (2) 靈山歴史館の管理運営
- (3) 日本における精神文化の振興に関する諸事業の運営

- (4) 前号に関連する事業の普及啓蒙のための諸活動
- (5) 本会の目的の達成と、広く会員参加活動の推進を図るための講演会・研修会ならびに展覧会等の開催
- (6) 各種関係団体の行なう文化活動に対する援助
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 計

(資産の構成)

第 6 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初霊山顕彰会から継承した別紙財産目録に記載された資産
- (2) 霊山歴史館
- (3) 寄付金品
- (4) 会費収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第 7 条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる資産をもって構成する。

- (1) 別紙財産目録のうち基本財産の部に記載された資産
- (2) 基本財産と指定して寄付された資産及び理事会において基本財産に編入することを議決した資産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産をもって構成する。

(資産の管理)

第 8 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、

理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。その他については理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2. 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会において出席理事の4分の3以上の議決により、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

3. 基本財産から生ずる収入は前項の適用を受けない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の業務遂行に要する費用は、資産から生ずる収入、事業に伴う収入、会費収入及び寄付金等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て、文部科学大臣に届けなければならない。決定後の事業計画及び収支予算の変更についても同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、その年度末財産目録及び事業報告書ならびに収支計算書・正味財産計算書・貸借対照表とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を得て、文部科学大臣に報告しなければならない。

(収支差額の処分)

第12条 毎事業年度の決算において、収支差額を生じたときは、理事会の議決を経て、理事長はその全部もしくは一部を基本財産に編入し、または翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第4章 役員・評議員及び顧問等

(役員の種類別)

第16条 この法人には、次の役員をおく。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 3名以内 |
| (3) 理 事 長 | 1名 |
| (4) 常務理事 | 3名以内 |

- (5) 理 事 10名以上15名以内
(会長・副会長・理事長・常務理事を含む)
- (6) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任する。

2. 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることはできない。
3. 会長及び副会長は、理事会でこれを選任する。
4. 理事長及び常務理事は、理事の中から理事会の議決を経て会長がこれを指名する。

(役員職務)

第18条 会長及び理事長は、この法人を代表する。

2. 会長は、この法人を総攬する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長の諮問に応じ意見を開陳する。
また、会長に事故あるとき、又は欠けたときは会長が予め指名した順序によりその職務を代行する。
4. 理事長は、この法人の業務を統括する。
また、会長・副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
6. 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定める職務を行なう。
7. 監事は、民法第59条で定める職務を行なう。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選出された役員任期は、それぞれ前任者または他の役員残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

(役員解任)

第20条 役員に職務上の義務違反その他この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、または特別の理由ある場合には、会長は該当役員よりその内容・理由を聴取したうえで問題あるときは、その任期中であっても、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により会長がこれを解任することができる。

(役員報酬)

第21条 役員は無報酬とする。ただし、理事会の議決を経て会長が指定した常勤の役員は、有給とすることができる。

2. 前項の規定により、指定された役員の報酬の額は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員)

第22条 この法人には評議員15名以上30名以内を置く。

2. 評議員は理事会で選任し、会長が委嘱する。
3. 評議員には第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問及び参与)

第24条 この法人に特別顧問・常任顧問・顧問及び特別参与・常任参与・参与をおくことができる。

2. 特別顧問は、理事経験者より理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。
3. 常任顧問・顧問・特別参与・常任参与及び参与は理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。
4. 特別顧問・常任顧問及び顧問は、会長の諮問に応じ、また会長に対して意見を開陳することができる。
5. 特別参与・常任参与及び参与は、理事長の諮問に応じ、この事業に参画する。
6. 特別顧問・常任顧問・顧問及び特別参与・常任参与・参与の任期は3年とする。ただし再任は妨げない。

新たに委嘱された特別顧問・常任顧問・顧問及び特別参与・常任参与・参与の任期は、委嘱された当時在任中の特別顧問・常任顧問・顧問及び特別参与・常任参与・参与の残任期間とする。

第5章 会 議

(会議の種別)

第25条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(理事会の構成等)

第26条 理事会は理事をもって構成し、議長は、会長とする。

2. 理事会は、会長が毎事業年度少くとも1回の定例理事会を招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は、理事現在数の3分の1以上、もしくは監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求のあった

日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3. 会長は、理事会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して、開催日の少なくとも5日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(理事会の定足数及び議決)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き議決することができない。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって議決し、または他の出席理事に議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
4. 会長は、簡易な事項または、特に急を要する事項については、書面を送付して議決を求め、理事会の議決に代えることができる。

(評議員)

第28条 評議員会は評議員を以って構成し、議長は評議員の互選とする。

2. 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか会長の諮問に応じ、重要事項を審議する。
3. 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項

- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号・第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

4. 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存しなければならない。

- (1) 会議の目的である事項及びその内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 理事の現在数
- (4) 会議に出席した理事の氏名
- (5) 議事、議決の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 前項の規定は評議員会にもこれを準用する。この場合「理事」及び「理事会」とあるものはそれぞれ「評議員」及び「評議員会」と読み替えるものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第30条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員をおく。

2. 職員は、理事長がこれを任免し、有給とする。

3. 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 7 章 会 員

(会 員)

第 3 1 条 この法人の主旨に賛同し、協力した次のものを、この法人の会員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同し、一口 3 千円以上を寄付した個人、及び一口 1 万円以上を寄付した団体
- (2) 支部会員は、正会員のうちこの法人の支部に所属し、毎年別に定める支部会費を納入する個人及び団体
- (3) 特別会員は、この法人の目的に賛同し、毎年一口 1 万円以上を納入する個人または一口 5 万円以上を納入する団体

2. 会員は、この法人の運営につき意見を述べ、またこの法人の主催する行事等に参加することができる。
3. 会員の入会退会に関する細部事項については、別に理事会で定める。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 2 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第 3 3 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければ

効力を生じない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。ただし霊山歴史館は宗教法人京都霊山護国神社に帰属するものとする。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 収支予算書・事業計画書
- (7) 収支計算書・事業報告書
- (8) 貸借対照表
- (9) 正味財産増減計算書
- (10) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (11) 処務日誌
- (12) 官公署 往復書類
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号から第10号の書類は永年、同項第5号の書類は10年以上、同項第11号から第13号までの書類は1年以上、保存しなければならない。
3. 第1項第1号・第3号及び第6号から第9号までの書類及び役員名簿は、これを一般閲覧に供するものとする。

(施行細則)

第36条 この寄附行為の実施に必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、この法人設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立時における基本財産は、2,000万円とする。
3. この法人の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、この法人の設立許可のあった日から始まり、昭和51年3月31日までとする。
4. この法人の役員は、第16条の規定にかかわらず、昭和60年3月31日まで理事数を30名とする。
5. この法人の設立当初の役員は、第17条の規定にかかわらず設立発起人会でこれを選任する。
6. 霊山顕彰会の正会員及び特別会員は、この法人の設立と同時に、この法人のおのおのの正会員及び特別会員となる。
7. 第16条第5項においては、平成21年4月1日より適用する。

以 上

昭和50年12月 8日より施行
昭和51年 5月 一部変更
昭和54年 3月 一部変更
昭和55年 4月 一部変更
昭和57年 7月 一部変更
平成12年12月 一部変更
平成20年 3月 一部変更